

消費者トラブル注意情報～令和7年1月版～

県内の消費生活相談窓口において、最近、相談が増加している商品・サービス*をご紹介します。
あなたや身近な方が消費者被害やトラブルに遭わないよう、ご注意ください！
困ったときは、お住まいの地域の消費生活センター等に相談しましょう。

(令和7年1月9日調査分)

商品・サービス	相談内容の例	助言
電気暖房機器 (インターネット通販でのトラブルなど)	ネット広告で某有名国産メーカー製と称した電気ヒーターが販売されていた。 広い部屋も瞬時に暖まるというので代引きで注文したが、届いたものは国産メーカーのものではなく、部屋も暖かくなならない。返品し返金を求めたいが連絡先がわからない。	ネット広告の中には虚偽・誇大な内容のものが見受けられるので鵜呑みにせず、必ずメーカー等の公式サイトで確認するようにしましょう。特に販売価格が大幅に値引きされていたり、販売業者名、住所、電話番号等の情報がサイトに表示されていないなど、少しでも不審な点があれば、取引をしないようにしましょう。 (参考)国民生活センターホームページ
医療サービス (業者の破産に関するトラブルなど)	利用している脱毛クリニックから、裁判所の破産手続きの開始決定を受けたとメールが届いた。 1年半前に契約し、代金はクレジットカードで一括払いをしている。 まだ施術回数が残っているので、返金してほしい。	クレジットカードの一括払いの場合、返金は難しいと思われませんが、まずはカード会社に相談してみましよう。 また、今後は破産管財人(弁護士)からの連絡を待ち、手続きを行うこととなりますが、一般債権者への清算配当は、税金や従業員の給料等への支払いを終えてから行われるため、返金はほとんど期待できない場合があります。 近年、エステサロンや脱毛クリニックの倒産によるトラブルが増えています。特に、施術期間が長期にわたる契約の場合、事業者が倒産すると、支払った代金の返金は困難になりますので、代金の一括払いは慎重に検討しましょう。 (参考)広島県消費生活課ホームページ
給湯システム (ガス給湯器の点検に伴うトラブルなど)	ガス給湯器の点検に行くと電話があった。契約先のガス会社だと思いました。 後で契約先のガス会社に電話をすると、そのような電話はしていないと言われた。断りたい。	電話や訪問で、急に給湯器の点検を持ち掛けられ、不安をあおられて、高額な給湯器の交換を迫るといったトラブルが多くみられます。相手の連絡先がわからない、電話がつかない等、点検を断る連絡ができず訪問された場合は、ドアを開けずインターホン越しに点検を断りましよう。 (参考)広島県消費生活課ホームページ

※「最近、相談が増加している商品・サービス」について

商品・サービスごとに、以下の(1)の期間に寄せられた相談が5件未満だったものを除き、(1),(2)を比較(引き算)して、(1)の割合が大きい上位項目を算出しています。

- (1)最近の期間(調査日の約2週間前を最終日とした過去30日間)における割合
- (2)過去の期間((1)以前の180日間)における割合

■相談窓口

- 広島県消費者啓発サイト「[よくある相談事例](#)」⇒ 
- 電話相談:(消費者ホットライン(局番なしの電話番号 188(イヤヤ)) 最寄りの相談窓口につながります。
広島県生活センター(消費生活相談)は、082-223-6111
(受付時間/月～金曜日 9:00～17:00)

- 電子メール相談:県サイト [電子メール受付](#)⇒ 

- 消費生活課公式 X(旧 Twitter)⇒ 



広島県消費者啓発キャラクター
ナッキー&ネイロー
～Stop the 泣き寝入り～

■地震に便乗した詐欺的トラブルにご注意ください!

地震発生後は、被災地域、被災地域以外にかかわらず、地震に便乗した詐欺的トラブルや悪質商法が多数発生しますので、不審なメールや電話等に十分に注意してください。不審なメールが届いても無視してください。

また不審な電話がかかってきてもすぐに切り、来訪の申し出があっても断ってください。万が一、金銭を要求されても、決して支払わないようにしてください。詳しくは、[国民生活センターホームページ](#)